

欧米における最近の主な衛星放送制度に関する動向

欧州	視聴覚メディアサービス指令案 (2005年12月)	【コンテンツ規制】
----	---------------------------	-----------

「国境なきテレビ指令」(1989年)を改正し、名称変更。今後欧州議会等で採択予定。

コンテンツ規制の対象について、従来の「テレビ放送」から、IPTVやVOD等を含む電子通信による公衆向けの動画伝送一般を指す「視聴覚メディアサービス」に拡大し、青少年保護、差別増長の禁止、欧州制作番組へのアクセス促進、一部の広告規制等の規制を設定。

「視聴覚メディアサービス」において、従来型のテレビ放送、IPTV等の送信側が伝送をコントロールする「リニア視聴覚サービス」については、以上の規制に加え、重要イベントへのアクセス、ポルノ・暴力番組規制、欧州制作番組比率規制、広告規制、反論権等を設定。他方、VOD等の受信側が伝送をコントロールする「ノンリニアサービス」については以上の規制のみが設定。

米国	FCCマーティン委員長意見表明 (2005年11月)	【コンテンツ規制】
----	----------------------------	-----------

同委員長が上院商業委員会において意見表明し、CATV及び衛星放送事業者に対し、青少年にとって有害と思われる番組が増加していることについて、関係事業者等において対処すべきことを要請。

地上波による放送事業者に対しては当該番組に対する規制がある一方、CATV及び衛星による多チャンネルサービスにおいては、親がその子供にとって有害ではない番組をそれら単体で視聴契約をすることができず、むしろ、親が望む子供に優しいチャンネルを視聴するためには、視聴させたくないチャンネルも合わせて契約することを強いられていることを踏まえ、地上波と同様のコンテンツ規制を課すことも視野にいれつつ、まずは関係事業者において、子供の視聴に適切な番組からなるパッケージサービスやアラカルトベースでチャンネルが提供されることを要請。現在、関係事業者においては、当該要請を踏まえ、主に新サービスを提供する方向で対応。

英国	プラットフォーム規制に関するガイドライン案 (2005年11月)	【プラットフォーム規制】
----	----------------------------------	--------------

コンディショナルアクセスサービスやEPGサービス等のいわゆるプラットフォームサービスに関する公平性、合理性かつ無差別性について、当該サービスの料金設定に関する各種費用(STB無償配付に係る費用等)の計上・配分、会計分離、そして、その料金又はその設定方法の公表等について、Ofcomの考え方を事前に明らかにするためのガイドライン案に対するパブコメが実施。期間は2005年11月から2006年1月25日。

当該考え方を整理するにあたり、Ofcomは、様々な趣味及び利益の興味を引く(appeal)高品質(quality)の映像及び音声サービスの範囲(range)と多元性(plurality)を確保する義務に基づき、「公平、合理的かつ無差別」な料金及び提供条件等について、透明性、予見可能性、そして、実行可能性の3つ基準に基づいて検討。

当該サービスを提供するとともに、自ら放送事業者(TLCS事業者)として映像サービスを提供し、さらに、STB無償配布や広告宣伝等の販売促進事業をも行っている垂直統合された事業者(Sky)が念頭に置かれ、特に、Skyのプラットフォームサービスについては、放送事業者としてのSkyとその他の放送事業者(Sky以外の有料TV事業者、公共放送事業者、無料地上放送事業者等)が利用しているが、当該事業者間における当該サービスにおける「公平、合理的かつ無差別」な料金及び提供条件の在り方について配慮。

英国 西経33.5度における放送衛星用チャンネルの利用(2005年8月) 【新たなBS放送】

RR(無線通信規則)におけるプランにより国際的に分配された12GHz及び17GHz帯に関する西経33.5度におけるチャンネルを新たに利用することについて、2000年以降数回のパブコメを経て、国内の1事業者に対し当該チャンネル等の利用に関する条件について国内調整を行い、ITUに対し通告等を行うことについて、Ofcomが2005年8月に決定。

当該チャンネルの新たな利用については、デジタル放送コンテンツ、インターネット関連のアプリケーションによる生成されるデータ等に関し、消費者において低コストで、簡便に、ユビキタスに受信することが可能な広帯域へのアクセスを必要としており、今後ますます、インターネットにより提供される無数の情報系、教育系、娯楽系のサービス、また、VOD等の新サービスへのより高速なアクセスが求められていることを踏まえ、更なる周波数帯域の供給とブロードバンドサービスの急速な展開を可能にすることが目的。

米国 衛星放送視聴拡大法(2004年12月) 【競争条件の整備】

衛星放送(DBS: Direct Broadcasting Satellite)による競争促進とデジタル化推進を目指す、衛星放送とCATVとの競争を通じて多チャンネル映像配信市場における競争を促進させるための規定、地方におけるデジタル放送の普及促進のための規定を設けることを目的に著作権法及び1934年通信法の一部改正を行うものとして、2004年12月8日に成立。現在、FCCにおいて、同法の施行にあたり、議会への報告、規則改正等の作業が実施。

多チャンネル映像配信市場における競争促進を目的として、「ローカル・イントゥ・ローカル」サービスの制度化等、DBS事業者に対してCATVとのイコールフットィングの導入等を規定する1999年衛星放送家庭視聴改善法に加え、DBS事業者がCATV事業者と同様に、FCCが指定する「重大視聴局」を送信することができるようにし、地上デジタル放送がおこなわれていない地方において、DBS事業者が当該地方以外のデジタル放送を送信すること等を規定。

米国 DBSに関する規制緩和(2002年4月) 【規制緩和】

2002年4月8日にFCCにより承認されたDBSサービス命令(“Policies and Rules for the Direct Broadcast Satellite Service”)により、DBSに関する規制及び政策が改正。従来、衛星放送に関する規制については、それが1980年代当初、本質的に放送サービス(無料広告放送)でなるものと描かれていた時代に採用されていたが、その時以来、実際のサービスは、有料ベースで番組サービスを提供されており、実際にもその結果、衛星産業における堅調で成功した部門としてDBSが成長。この実際のDBSの運用方法等に適合させるために規制等を改正。

当該変更により、急速に成長し変化しているDBSの規制を簡素化し、多チャンネル映像配信市場における公正かつ一層の競争の促進を支援し、衛星放送事業者における最大限の柔軟性を確保するとともに、効率かつ迅速な周波数及び静止軌道資源の利用を促進することを目的。

当該命令では、DBSに関する規制について、それに適用される手続を簡便にし、不必要な申告義務を撤廃し、そして、DBS免許に係る手続を他の衛星サービス(FSSを利用した番組配信サービス等)の手続と調和。